

産業廃棄物処理業者向けマニュアルの適用を受ける事業者様の

産業廃棄物処理業者向けガイドライン 2009 年版への

移行期間、移行審査（移行措置）等について

■産業廃棄物処理業者向けガイドライン 2009 年版の認証・登録事業者様への周知期間及び事業者様向け説明会の開催

産業廃棄物処理業者向けガイドライン 2009 年版（以下、産廃ガイドライン 2009 年版）に関する既存の認証・登録事業者様への周知期間は平成 24 年 7 月 31 日とさせていただきます。その間に事業者様向けに説明会を開催いたします。説明会の開催スケジュール等の詳細については、改めてご案内させていただきます。

※説明会へのご参加は必須ではなく、ご参加されなくても審査の際に審査人よりご説明をいたします。また、ご参加いただけないことによる審査・判定結果への影響はございません。

①産廃ガイドライン 2009 年版の認証・登録事業者様への周知期間

平成 24 年 2 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日まで

②産廃ガイドライン 2009 年版の事業者様向け説明会の開催

-開催時期：平成 24 年 4 月～7 月

-内容：産廃ガイドライン 2009 年版への移行の手順、移行に伴う変更事項、審査の際の留意事項等

※別途ご案内

■産廃ガイドライン 2009 年版による審査受付開始と移行期間について

産業廃棄物処理業者向けマニュアル（以下、「産廃マニュアル」という）による審査申込受付の終了と産廃ガイドライン 2009 年版による審査申込受付の開始、及び移行期間は次の通りとします。

①産廃マニュアルによる審査申込受付の終了

-平成 24 年 7 月 31 日まで

-次回の審査において移行審査を受審することが可能です

②産廃ガイドライン 2009 年版による新規の審査申込受付の開始

-平成 24 年 8 月 1 日より

③産廃ガイドライン 2009 年版への移行期間

-平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日まで

-移行期間に審査申込をされた事業者様は、産廃マニュアル、産廃ガイドライン 2009 年版のいずれに準拠していても、移行審査となります。

■移行期間中の移行審査（移行措置）等について

移行期間以前、移行期間中及び移行期間後の審査については、次のようになります。

- ①平成 24 年 7 月 31 日までの審査申込は、産廃マニュアルが適用され、審査を実施します。（審査実施時期が 8 月 1 日以降であっても、申込が 7 月 31 日以前であれば産廃マニュアルによる審査となります。その場合、次回の審査において、移行審査を実施することが可能です）
- ②移行期間中の審査申込は、事業者様が産廃マニュアル又は産廃ガイドライン 2009 年版のいずれに準拠していても受け付けますが、審査は産廃ガイドライン 2009 年版を適用して実施します。
- ③移行審査においては、産廃ガイドライン 2009 年版で新たに追加された要求事項等について「C：要改善事項」又は「D：不適合」であっても、これを「B：指導事項」として取り扱い（移行措置）、その改善状況については、次回の審査（更新又は中間）において確認します。
- ④移行審査の次の審査（更新又は中間）において産廃ガイドライン 2009 年版に適合しない場合には、認証・登録は更新又は継続されません。

※産廃ガイドライン 2009 年版と産廃マニュアルとの対照表を中央事務局ホームページに掲載いたしましたので、下記 URL から PDF ファイルにアクセスしていただき、ご確認くださいようお願いいたします

<http://www.ea21.jp/starter/pdf/sanpai-taishou.pdf>

ご不明な点につきましては、ご担当の地域事務局までお問い合わせください。